

長時間労働抑止システム
「Chronowis（クロノウィズ）」
システム評価利用規約
(Web 申込用)

[Ver.1.0.0]

2025年7月15日
パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ下表の意味で使用します。

用語	用語の意味
当社	パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社
本システム	当社が開発・運営する情報システムである「長時間労働抑止システム『Chronowis（クロノウィズ）』」
端末プログラム	本システムの評価利用にあたって、利用企業に提供される本システムを構成するソフトウェアプログラム（クライアント用OSで稼働するコンピューター機器にインストールされるものに限られる）
管理用クラウド	本システムの評価利用にあたり、端末プログラムを使用することにより通信回線を通じてアクセスされる本システムを構成する当社運営のクラウドシステム
利用企業	本システムを評価利用する法人事業者であるお客様
従業員等	利用企業の役員又は従業員（正社員、契約社員、派遣社員等係る雇用の形態は問わない）
利用企業担当者	従業員等で本システムの評価利用のために本システムの評価利用上の監督、当社との連絡等その他の管理業務を行う者
評価利用端末	本システムの評価利用にあたり、端末プログラムをインストールするために利用企業が自らの責任と費用で所有、管理又は運用を行っているコンピューター機器
評価利用	利用企業内部での試用又は性能評価を目的とした本システムの評価利用
評価利用契約	本規約に基づき当社と利用企業との間で締結される本システムの評価利用に関する契約
評価利用内容	評価利用契約に定める本システムの評価利用での具体的な態様に関する内容
申込フォーム	本システムの評価利用の申込みを行うために必要事項を記入し、当社に送信するための当社所定のWebフォーム
システムマニュアル	当社が利用企業に提供する本システムの取扱説明書及びその他の本システムに関するドキュメント類一式
関連設備等	評価利用端末を含め本システムの評価利用で必要なハードウェア等の機器類、インターネット回線などの関連する設備の一切（ただし、当社が提供するもの以外とします）
秘密情報	本システム及び当社に関するすべての情報並びに本システムの評価利用に関連して当社が知り得た利用企業の情報のうち、利用企業が機密である旨を指定した情報
システム登録情報	秘密情報のうち、本システムの管理クラウド上に登録・保存・利用されることで利用企業から当社に対して取り扱いが委託された情報（管理用クラウドで保存される一切の情報とし、個人情報も含まれる）
個人情報	システム登録情報及び秘密情報に含まれている、当社が評価利用契約に基づき取り扱いの委託を受けた「個人情報の保護に関する法律」により個人情報と定義される情報
サポートサービス	評価利用契約に基づき当社から利用企業に提供される本システムに関する技術上のサポートを内容としたサービス

サポート条件	サポートサービスの提供条件(受付・実施時間、連絡窓口、内容、対応の詳細及び実施条件)として本規約の「サポート条件書」に記載されるもの
輸出関連法規	米国及び日本国の輸出関連法規
許諾者	本システムに含まれる第三者の著作物の利用を当社に許諾した者（但し、許諾者といえども著作権者とは限りません）

第2条（総則）

- 1 当社は本システムを利用企業が評価利用するための諸条件を本規約に定めます。
- 2 利用企業は、本規約に基づき評価利用契約を当社との間で締結することによって本システムを評価利用できるものとします。なお、利用企業は、本規約を順守することを条件に、本システムを評価利用することができ、事情の如何にかかわらず、本システムの評価利用により本規約に同意したものとみなされます。
- 3 評価利用契約は、申込フォームに利用企業が必要情報を記入して当社に送信することで申込みを行い、当社がこれを承諾することで成立します。
- 4 本システムの評価利用は次の各号の方法で行われるものとします。なお、利用企業による本システムの評価利用の開始日は、当社の本システムの評価利用のための環境設定後、当社から利用企業へ電子メールで e-mail 等その他の書面（データファイル等その他の電磁的記録として作成されたものを含む）で利用企業に通知した日とします。
 - (1)評価利用契約の締結後、当社は、利用企業の申込みの情報を確認し、本システムの評価利用のための環境設定を行う。
 - (2)利用企業に当社から端末プログラムを提供する。
 - (3)前二号の後、利用企業は当社提供の端末プログラムを使用して管理用クラウドにアクセスすることで、本システムを評価利用する。
- 5 利用企業は、本システムの評価利用にあたり、あらかじめ本システムの評価利用に必要となる関連設備等の導入、通信回線の契約締結等その他の準備を自らの費用と責任で行うものとします。
- 6 利用企業は、本システムを評価利用するにあたり、次の各号の事項を了承するものとします。
 - (1)本システムのシステム仕様が日本法に準拠するとともに日本国内での評価利用を想定して設計・構築されたものであること。
 - (2)利用企業が日本国外で通信回線を通じて本システムを評価利用したときに、当社は当該評価利用に関して一切の責任を負担しないこと。
 - (3)第9条（非保証）に該当する場合を含め、本システムの評価利用中に当社に起因しない不具合が利用企業に生じる可能性のあること。
 - (4)当社の行為に起因しない本システムの不具合について、当社がその責任を一切負担しないこと
 - (5)本システムはインターネットなどの通信回線を通じて非独占的に利用企業が評価利用する情報システムであり、通信回線の輻輳や電気通信事業者のみが提供する電気通信役務やサービス等の不具合の発生など、関連設備等の利用状況により本システムの品質が変化し得るものであり、当該品質について当社は何らの責任も負担しないこと。
 - (6)当社は、利用企業からの事前の承諾なく、本システムの評価利用を提供するにあたって合理的な範囲で、本システムの仕様、内容及び名称等を変更することができる。
 - (7)利用企業は、管理用クラウドが Amazon Web Services, Inc. 及びその関連会社提供の情報システム「Amazon Web Service (AWS)」を使用したものであり、Amazon Web Services, Inc. 又はその関連会社が公表する「Amazon Web Service (AWS)」の定めるシステム利用上の制約（法律上のものかを問わず、その一切をいう）を本システムの評価利用において当然に受けることをあらかじめ承諾し、また、当該制限によって生じた事由一切に関して当社を免責すること。
- 7 当社は、本規約の内容を変更することについてその効力発生時期を定めて、相当期間前までに本規約の変更を行う旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を利用企業へと通知し、利用企業からこれに何らの異議もない場合、当該時期が到来したときをもって利用企業の承諾なく当該変更を行うことができるものとします。
- 8 評価利用契約が終了した後においても、別段の定めがない限り、第3条（評価利用契約）第5項、

第7条(知的財産権)、第8条(機密保持)、第9条(非保証)、第12条(輸出規制)、第13条(反社会的勢力の排除)、第14条(権利義務の譲渡の禁止)、第15条(完全合意)、第16条(準拠法及び合意管轄)、第18条(自己責任の原則)、第19条(システム登録情報の管理)、第25条(本システムの評価利用終了時の措置)、第27条(利用企業の義務違反)、第28条(調査)及び本項の定めは、なお有効とします。

第3条(評価利用契約)

- 1 評価利用契約の内容は、本規約、当社が申込みフォームで案内・表示する情報及び利用企業が申込フォームに記入・送信する情報により構成されるものとします。
 - 2 当社は、利用企業が次の各号のいずれかに該当する場合、本システムの評価利用の承諾しない場合があります。なお、このとき、当社は、その旨e-mail等その他の書面(データファイル等その他の電磁的記録として作成されたものを含む)で利用企業に通知します。
 - (1)当社から利用企業への端末プログラムの提供が困難であるとき。
 - (2)利用企業で管理用クラウドの評価利用ができないとき。
 - (3)利用企業が当社との間で現に締結し、又は、従前締結していた契約等において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき。
 - (4)利用契約締結時の利用企業の当社への申告事項に虚偽、著しい誤記、遗漏又は不備があるとき。
 - (5)利用企業担当者が利用企業の意思を表示していないとき又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6)違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社の信用を毀損する、又は、当社が提供する他のソフトウェアを評価利用する者に直接的若しくは間接的に重大な支障をきたす等の態様で本システムを評価利用するおそれがあるとき。
 - (7)利用企業と当社との間に、取引に係る契約への違反、当社の知的財産権についての侵害行為又は紛争があるとき。
 - (8)第13条(反社会的勢力の排除)に定める保証、表明に反する事実があるとき。
 - (9)前号までの各号の他、妥当かつ合理的な理由があつて、利用企業が当社の事業に著しい支障を生じさせると当社が判断する者若しくはそのおそれがあると判断する者又は当社が不適当と判断するとき。
 - (10)前号までの各号の他、社会通念上、当社が利用企業による本システムの評価利用を不適切と認めたとき。
 - 3 当社は、評価利用契約締結後であつても、利用企業が前項各号に該当した場合には評価利用契約を取り消すことにより本システムの評価利用を差し止める場合があります。なお、この場合、当社は当該取り消しにより利用企業に損害が生じてもその責任を一切負わないものとし、利用企業は当該取り消しにより当社に生じた損害の一切を補償するものとします。
 - 4 評価利用内容は、評価利用契約に定める範囲とします。
- 了承 5 評価利用契約の変更は、別段の定めがある場合を除き、利用企業と当社の間での書面による事前の合意を行うことによってのみ、これを行うことができるものとします。

第4条(評価利用の期間)

評価利用の期間は、申込フォームで当社が表示する期間とします。なお、評価利用契約の有効期間は、評価利用の期間と同期間とし、評価利用の開始時に当社が利用企業に通知する期間とします。

第5条(無償での利用)

評価利用の対価は無償とします。

第6条(本システムの評価利用)

- 1 利用企業は、評価利用契約が有効な間、評価利用契約によって定められた評価利用内容の範囲に限り、次の各号となる本システムの評価利用ができるものとします。なお、このとき、当社は当該評価利用に必要な範囲で、利用企業に対して当社の著作物の評価利用を許諾するものとします。
 - (1)システムマニュアルの記載に従って、本システムの評価利用に必要な台数分の評価利用端末に端末プログラムをインストールした上で使用すること

- (2) 前号において端末プログラムがインストールされた評価利用端末からネットワーク(インターネットかイントラネットかを問わずその一切とする)を介して管理クラウドへアクセスしこれを使用すること
- (3) 前二号のためにシステムマニュアルを使用すること
- 2 利用企業は、事前に当社からの承諾を得ることなしに第三者（ただし、従業員等は含まれない）をして本システムの評価利用を行ってはならないものとします。
- 3 利用企業は、本システムの利用内容を変更する必要が生じた場合、当社にその旨を速やかにその旨を申告するものとします。なお、このとき、当該変更の実施及びその内容については別途利用企業の間で協議するものとします。
- 4 評価利用契約の有効期間において本システムを評価利用することができない状態が生じた場合であっても、当社は、何らの責任も負わないものとします。

第7条（知的財産権）

- 1 本システム、端末プログラム、システムマニュアル、本システムに関連する情報・コンテンツ類及びサポートサービス（サポートサービスに関する情報・コンテンツ類の他、サポートサービスの提供の過程で発生する一切のものを含む）に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含むものとし、以下同じ）、ノウハウ、トレードネーム、ロゴ等その他の全ての権利は、当社又は権利者となる第三者（権利者から適正に利用等の許諾を受けた者を含む）に帰属するとともに知的財産法及び関連する条約並びにその他関連して適用される法令規則等によって保護され、いかなる場合でも利用企業に移転するものではないものとします。
- 2 当社は、利用企業に対して、本システム及びサポートサービスの評価利用に必要な範囲を超えてこれらの評価利用及びこれらに含まれる情報等の利用又は第三者への開示を認めるものではありません。
- 3 本システム及びサポートサービスについて、利用企業が第三者より知的財産権に関する権利侵害の通知を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、利用企業は直ちに当社に通知するものとします。
- 4 本システム自体が第三者の日本国内の著作権、産業財産権、その他の権利又は利益を侵害しているとして、利用企業が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、利用企業が次の各号のすべてを履行しているときに限り、当社は利用企業が第三者に支払った損害賠償額及びその解決のために利用企業が支出した弁護士費用、その他確定した費用を補償するものとします。但し、利用企業が自己の責任で当該第三者との紛争を処理解決する旨を当社に通知したときはこの限りではありません。
- (1) 利用企業が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた日から1週間以内に、当該請求、紛争の事実及び内容を、当社に対して前項に基づき通知すること。
- (2) 利用企業が第三者との交渉又は訴訟の追行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をすること。
- (3) 利用企業の訴訟における判決が確定し、又は当社の承諾を得て裁判上若しくは裁判外の和解に至ることで補償金額が確定したこと。
- 5 前項の定めにかかわらず、本システム（端末プログラムを含む）と他のソフトウェア類若しくは装置類との組み合わせ、本システムの現状・内容の変更又はその他の当社の責に帰し得ない事由に起因して前項に定める請求・紛争等が生じた場合、利用企業が自己の責任と費用負担で処理解決を図るものとします。
- 6 本システムに関する第三者の著作権、産業財産権その他の権利又は利益の侵害に対しては、第4項に定める措置を講じることをもって、当社は、契約上及び法律上その他名目の如何を問わず、一切の責任を免れるものとします。

第8条（機密保持）

- 1 利用企業は、秘密情報を秘密として保持し、評価利用契約の履行以外に使用しないとともに、事前に当社の書面での承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当するものは、この限りではないものとします。
- (1) 開示時に、既に公知の事実となっている情報。

- (2) 開示後に受領者の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
 - (3) 受領者が第三者より秘密義務を負うことなく知得した情報。
 - (4) 開示後に、受領者が秘密情報を評価利用することなく独自に開発した情報。
 - (5) 開示時に、守秘義務を負うことなく受領者が既に保有している情報。
- 2 利用企業は、評価利用契約の履行上知る必要のある最小限の従業員等に対してのみ、秘密情報を開示するとともに、当該開示を受けた従業員等が本条に基づき自らが負担する義務と同等の義務を履行することを、当社に保証します。
- 3 利用企業は、評価利用契約に基づくものではない秘密情報へのアクセス、不正入手あるいはその試み若しくはこれらに類する行為を発見し、又は秘密情報の紛失、盗難若しくは漏洩のおそれがある場合は、速やかに当社にその旨を通知するものとし、当該事実に関する調査に協力するものとします。
- 4 利用企業は、解約などにより評価利用契約が終了した場合、又は、当社から請求があった場合、直ちに関連する秘密情報（それらの複製物を含む）を当社に返還するか、当社の指示に従って破棄又は消去するものとします。
- 5 第1項にかかわらず、利用企業は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当社に事前にその旨を通知及び承諾を得た上で、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。
- 6 秘密情報に個人情報が含まれる場合、当該個人情報は、利用契約の履行のために、係る個人情報の取り扱いの委託を利用企業から当社が受けたものとみなします。
- 7 前項により当社が取り扱う個人情報は、当社が公開するホームページ上で表示する「個人情報保護法」に基づく公表事項に記載した各事項及び法令規則等に従い適正に取り扱われるものとします。なお、このとき、当社は、当社の故意又は重大な過失により係る個人情報が漏えいした場合、当該漏えいにより発生した利用企業の損害を賠償するものとします。
- 8 当社は、法令により定められた保存期間が経過した場合、利用企業より個人情報の廃棄・消去の請求を受けた場合、利用契約が終了した場合、又はその他の理由により取り扱いが不要となった場合、第6項で取り扱う個人情報を速やかに廃棄・消去するものとします。なお、取り扱う個人情報で複写・複製又は加工されたものがある場合、それらも同様とします。
- 9 当社は、利用契約の履行のため、利用企業から取り扱いを委託された個人情報を、日本国外の事業者へ取り扱いの再委託のために提供する場合、当該提供に関する情報を利用企業へ提供するものとします。
- 10 当社は、前項での個人情報の取り扱いにおいて、利用企業が法令上負担する義務を履行するために必要な協力・支援を行うよう努めるものとします。

第9条（非保証）

利用企業は、本システムの評価利用において本システムの品質、性能又は知的財産権を含めた権利の瑕疵などを含め、評価利用に起因して利用企業において生じた損害（直接損害、間接損害、事業利益の損失、事業中断等を含むがこれらに限らない）に関する責任を、当社が一切負わないことを承諾します。

第10条（本システムの評価利用の中止・差止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、事前に又は事後に利用企業に通知することにより本システムの全部又は一部の評価利用を中断することができるものとします。なお、このとき、当社は、評価利用を中断することで契約者等が損害を被った場合でも、一切責任を負わないものとします。
- (1) 本システムの保守点検を定期的に若しくは緊急に行うとき。
 - (2) 本システムに障害が発生し、本システムの評価利用が困難になったとき。
 - (3) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、停電、火災、地震、疾病の流行その他不可抗力により本システムの評価利用が困難になったとき（ウイルス、ワーム、トロイの木馬等の不正プログラム及びスパイウェアによる場合を含む）。
 - (4) 当社が本システムの全部又は一部の稼働を停止せざる必要があると判断したとき。
- 2 当社は、利用企業に次の各号のいずれかの事由があった場合、利用企業による本システムの評価利用を差し止め、端末プログラムの評価利用を禁止するとともに管理クラウドへの接続を遮断すること

ができます。なお、このとき、当社は、利用企業の過失の有無にかかわらず、何らの通知催告を要せずに評価利用契約を解除することができるものとし、当該解除により利用企業が損害を被っても何らの責任も負わないものとします。

- (1) 不正又は不当な目的での本システムの評価利用。
- (2) 評価利用契約への違反又は関連資料にない本システムの評価利用。
- (3) 法令規則等への違反又は背信行為。
- (4) 振り出した手形、小切手の不渡り又は一般の支払いの停止。
- (5) 金融機関からの取引停止処分。
- (6) 当社又は第三者の著作権等その他の知的財産権への侵害。
- (7) 第3条（評価利用契約）第4項各号のいずれか一つに該当する事由。
- (8) 自ら又は第三者による破産手続開始、特別清算開始、民事再生開始又は会社更生手続開始の申立て。
- (9) 関係官庁等からの仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課滞納処分。
- (10) 監督官庁等からの営業の取り消し又は停止の処分。
- (11) 合併、解散、減資、事業の廃止又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは賃貸の決議、その他資産、信用若しくは事業運営に関する重大な変更。
- (12) 第13条（反社会的勢力の排除）に定める保証、表明への違反。
- (13) 前各号の他、本システムの評価利用が困難となり、又はそのおそれがあると認められたとき。

第11条（再委託）

当社は、評価利用契約の履行に関して必要となる自らの業務の全部又は一部を、当社自らの責任において第三者に再委託できるものとします。なお、この場合、当社は、当該再委託先に対して、当社が評価利用契約上負担する義務と同等の義務を負わせるものとします。

第12条（輸出規制）

利用企業は、輸出関連法規の全てを順守し、本システム（構成するプログラム、資料等その他一切を含む）が輸出関連法規に違反して直接又は間接を問わず輸出されないことを当社に保証します。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用企業は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に保証します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を評価利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力への資金等の提供又は便宜の供与などその他の関与が認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与する者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 当社及び利用企業は、自ら又は第三者を評価利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、相手方に保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他者の名誉・信用を毀損し、又は他者の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 当社及び利用企業は、前二項に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するもの

とします。

- 4 当社及び利用企業は、相手方が前三項の規定に違反した場合、評価利用契約の定めにかかるらず、かつ催告その他何らの手続き及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに利用契約の締結日現在及び評価利用契約の締結日以降の当社と利用企業間での全ての取引（以下「対象取引」という）の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができるものとします。
- 5 当社及び利用企業が対象取引に関する第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という）を締結する場合、利用企業及び当社は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、第1項から第3項までに定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとします。なお、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、当社及び利用企業は直ちに相手方にその事実を報告するものとし、当該相手方から、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求められたときは、これに応じるものとします。
- 6 当社及び利用企業が、相手方に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかつた場合には、当社及び利用企業は、利用契約の定めにかかるらず、かつ通知・催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができるものとします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

利用企業は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく評価利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保等に供してはならないものとします。

第15条（完全合意）

利用企業及び当社は、評価利用契約の定めが本システムの評価利用に関する利用企業と当社の間で完全な合意を構成し、その他の全ての口頭又は書面での意思表示、提案及び表明に優先することを承諾するものとします。

第16条（準拠法及び合意管轄）

- 1 評価利用契約及び本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。
- 2 評価利用契約又は本規約に関し訴訟等の必要が生じた場合、利用企業及び当社は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 本システム及びサポートサービスの内容等

第17条（本システムの内容）

- 1 本システムは、利用企業の労務管理支援ツールとして、端末プログラムと管理クラウド間で通信を行うことにより稼働し、評価利用端末の動作制御、電子メールの通知、ソフトウェアの画面表示などによって評価利用端末を使用する従業員等の労務管理を支援するための情報システムです。
- 2 利用企業は、自らの業務となる労務管理に自らの判断で本システムを活用するものとし、本システムが関連する法令規則等又は具体的な労務管理業務について何らの助言、提案、指導等を行うためのものではないことを了承の上、自らの責任で本システムを利用するものとします。

第18条（自己責任の原則）

- 1 利用企業は、本システムの評価利用にともない、自己の責に帰すべき事由により第三者（国内外を問わず、本条において以下同じ）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決を図るものとします。なお、利用企業が本システムの評価利用にともなって第三者から損害を被った場合、又は第三者にクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 2 本システムを評価利用して利用企業自身が提供又は送受信・登録する情報・データ等については、利用企業の責任で使用されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。

第19条（システム登録情報の管理）

- 1 当社は、本サービスの評価利用にあたって、評価利用契約が解除・解約により終了するまで、システム登録情報を適切に保持・管理するものとします。なお、システム登録情報に含まれる個人情報は、次の各号の目的で利用されるものとし、利用企業はこれに同意するものとします。
 - (1)利用企業の本システムの評価利用で、当社からの通知に必要な電子メールの送信。
 - (2)本システムの評価利用又は評価利用契約の履行に関する確認又は照会。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、利用企業への事前通知又は利用企業からの承諾を得ることなく、システム登録情報の全部又は一部の変更、複写、移動、削除等を行うことができるものとします。
 - (1)第 10 条（本システムの評価利用の中止・差止）に該当する事由又は第 26 条（利用企業の義務）第 4 項への違反に該当する事由が生じたとき。
 - (2)本システムの当社による稼働管理上で必要なとき。
 - (3)本システムを稼働させるための情報システムにおいて、ウィルスチェッカーがマルウェアを検出したとき。
 - (4)本システムの保守管理のために当社が必要と判断したとき。
 - (5)その他当社が削除の必要があると判断したとき。
- 3 当社が前項に基づいてシステム登録情報の変更、複製、移動、削除等をした場合、当社は、利用企業に対していかなる形態であれ、それらのデータ又はそのコピーを提供する義務を負わないものとします。また、当社は、本条の規定に従いシステム登録情報の変更、複製、移動、削除等をしたこと、又はこれをしなかったことにより、利用企業、従業員等その他第三者に発生した損害について、一切の責任も負わないものとします。
- 4 利用企業は、本システムの評価利用にあたり、必要に応じて、事前に前項までの各事項を自らの従業員等に了承させるものとします。
- 5 利用企業内のシステム登録情報は、利用企業の責任において適切に管理するものとします。なお、当社は、このとき、利用企業又は第三者によるシステム登録情報の誤使用・不正利用やシステム登録情報の紛失等、システム登録情報に関する損害が発生しても一切その責任を負わないものとします。
- 6 当社は、システム登録情報の個人情報に関する従業員等から問い合わせ又は要望があった場合、従業員等の本システムの利用の実施に関する事項について利用企業担当者に確認するものとします。なお、このとき、利用企業担当者からの適切な回答がない場合、当社は、係る個人情報の評価利用を停止し、その範囲で利用企業の本システムの評価利用を中断することができます。
- 7 当社は、利用企業によるシステム登録情報の利用によって生じた損害について、一切その責任を負わないものとします。

第 20 条（本システム及びサポートサービスの提供区域）

本システムの評価利用及び当社によるサポートサービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とし、事情の如何にかかわらず、その他の国・地域で評価利用はできないものとします。なお、本システムの利用には端末プログラムの使用も含まれるものとします。

第 21 条（通信環境の準備、プログラムの保管）

- 1 当社は、利用企業が本システムの評価利用を実施するにあたり、評価利用契約に基づき、評価利用内容に応じて利用企業に端末プログラムを提供し、管理クラウドのシステム設定を行うものとします。
- 2 インターネット回線などサポートサービスの評価利用に必要となる利用企業の通信環境は、評価利用契約に別段の定めがある場合を除き、利用企業が自ら調達・整備するものとします。
- 3 利用企業は、端末プログラム、システムマニュアル及びそれらの複製物を、善良な管理者の注意をもって、第三者に開示又は漏洩することがないよう自らの事業所内で保管するものとします。

第 22 条（サポートサービス）

- 1 当社は、本システムの評価利用の期間中、善良な管理者の注意をもって、サポート条件書の記載に定める内容に従ってサポートサービスを利用企業に提供するものとします。なお、これに反しない限

- り、当社はサポートサービスの提供行為及びその結果に対して何らの責任も負わないものとします。
- 2 利用企業は、当社がサポートサービスの提供を第三者に委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、サポートサービスの全部又は一部の提供を第三者に委託する場合、当該第三者に対して評価利用契約に基づき自らが負担する義務と同等の義務を課します。
- 3 当社は、評価利用契約に基づき、直ちにサポートサービスの提供を中止しその提供を拒むことができます。
- 4 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用企業に事前の告知又は通知をすることなく本システムの評価利用及びサポートサービスの提供を停止又は中止することがあります。
- (1) 本システムの評価利用又はサポートサービスの提供に関連するシステムの保守点検を定期的に若しくは緊急に行うとき。
- (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本システムの評価利用又はサポートサービスの提供が困難になったとき。
- (3) 停電、火災、地震又はその他不可抗力によりサポートサービスの提供が困難なとき（ウイルス、ワーム、トロイの木馬等の不正プログラム及びスパイウェアによる場合を含む）。
- (4) 利用企業の評価利用契約への違反を当社が認めたとき。
- (5) 当社の責によらずして、本システム、本システムの評価利用又はサポートサービスの提供で当社が使用する電気通信設備に障害が発生したとき。
- (6) 本システムの運用上又は技術上のやむを得ない理由により、利用企業の本システムの評価利用又は当社からのサポートサービスの提供が困難になったとき。
- 5 本システムの評価利用に関する保証（法律上の担保責任に基づくものも含む）の一切は、評価利用契約に別段の定めのない限り、本条に定める範囲に限られ、サポートサービスの提供をもってこれにかえるものとします。

第 24 条（システム情報の利用）

利用企業は、利用企業の本システムの利用により収集されたシステム情報（本システムの利用状況、画面・項目の利用頻度等の情報を含み、これらに限られない）を、評価利用契約の履行の一環として、特定の個人又は団体が識別されない方法で、当社が次の各号の利用を行う場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) 本システムの改良・維持管理等を目的としてシステム情報を利用すること。
- (2) 統計調査及びカスタマーサクセスを目的とした当社による提案に必要な限度でシステム情報を解析・加工して利用すること。

第 25 条（本システムの評価利用終了時の措置）

- 1 当社は、評価利用契約の終了にともなう利用企業の本システムの評価利用終了後に、利用企業から当社への管理クラウドへの接続を遮断するとともに速やかにシステム登録情報を削除するものとします。
- 2 利用企業は、本システムの評価利用終了後直ちに、本システム及び本プログラムの全ての複製物を、当社の選択に従い、原状に回復して当社に返還するか又は破棄若しくは消去するものとします。なお、当社が要求した場合、利用企業は当該破棄又は消去したことを証明する書面を当社に提出するものとします。

第 3 章 利用企業の義務

第 26 条（利用企業の義務）

- 1 利用企業は、本規約に定められた義務を順守するものとします。
- 2 利用企業は、本規約のサポート条件に定められた提供条件、特約及び注意事項を順守するものとします。
- 3 利用企業は、本規約に定める事項を従業員等に周知し、順守させるものとします。
- 4 利用企業は、評価利用契約の履行において次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならず、また第三者をしてても行ってはならないものとします。
- (1) 第 10 条（本システムの評価利用の中止・差止）第 2 項各号の事由に該当する行為。

- (2) 違法又は不当な目的で本システムを評価利用する行為。
- (3) 第三者の情報システム又は本システムにとって有害なコンピュータプログラム又は大量のパケット等を送信する行為。
- (4) 本システム上の情報を改ざん、消去する行為（但し、利用企業に帰属する情報を除く）。
- (5) 当社が承諾した評価利用内容を超えて本システムを評価利用する行為。
- (6) 本システムの評価利用又はサポートサービスの運営に支障をきたすおそれのある行為。
- (7) 生命又は公共安全若しくは安全保障への危険又は危難をもたらしうる環境下で本システムを評価利用する行為。
- (8) 事前に当社からの承諾を得ることなく、本システムを構成する本プログラム又は関連資料の改変・翻案・解析・リバースエンジニアリング・逆コンパイル又は逆アセンブルを行う行為。
- (9) 本システムを複製・改変し、評価利用端末以外にインストールする行為又は他の目的のために評価利用する行為。
- (10) 利用企業でのバックアップのために端末プログラム又はサービス仕様書を1部に限って行う場合を除き、本システムに関して当社から提供した物品等を複製し、保管する行為。
- (11) 本システムを譲渡し、転貸し、担保に供し、又はその占有を移転する行為。
- (12) 端末プログラム、システムマニュアル及びそれらの複製物を、第三者に開示又は漏洩する行為。
- (13) 本システム又はシステムマニュアルの全部又は一部について、当社からの事前の承諾なく、有償、無償問わず第三者に開示、提供、販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再使用許諾その他処分をする行為。
- (14) 本システムの全部又は一部を直接又は間接に輸出する行為及び日本国外で評価利用する行為。
- (15) 当社若しくは第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー、その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (16) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示・商標を削除又は変更する行為。
- (17) システムマニュアルの改変・翻案行為。
- (18) 公序良俗に違反する行為、関係法令の定めに違反する行為及び利用企業と当社間の信頼関係を著しく損なう行為。
- 5 利用企業は、本システムの評価利用にあたり、評価利用契約で定める範囲で、従業員等の個人情報を評価利用するものとします。
- 6 利用企業はサポートサービスによるデータの収集・管理について、関連法令（個人情報保護法を含むがこれに限られない）を順守するものとし、従業員等の各種権利（プライバシーに関する権利を含むがこれに限られない）を侵害しないものとします。
- 7 利用企業は収集するデータ、個人情報の管理方法、及びこれらの評価利用方法等について、従業員等に対し周知し、また、収集にあたって法に従って必要な措置（個人情報の評価利用目的の通知・公表を含むが、これに限られない）を行い、適正に取得するものとします。また、利用企業はデータ及び従業員等の個人情報に関する従業員等本人からの問い合わせ、訂正、削除等については、利用企業が自己の責任と費用をもって対応するものとします。
- 8 利用企業は、自己のみの責任と費用負担をもって、本システムの評価利用に関連して収集、登録又は保存したデータ及び従業員等の個人情報を適切に管理するものとします。

第27条（利用企業の義務違反）

- 1 利用企業（本条では利用企業の関係会社を含む）が第26条（利用企業の義務）に違反した場合、当社は、何らの通知又は催告も要せず評価利用契約を解除することができるとともに、利用企業に対して当該解除によって当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、利用企業が本システム及びサポートサービスの評価利用に関して第三者に与えた損害につき、当社が当該第三者に係る賠償を行ったときには、当社は、利用企業に対し、当該賠償について求償を行うことができるものとします。なお、従業員等による違反は利用企業による違反とみなします。
- 2 当社は、前項の解除により利用企業に損害が生じても、これに対して何らの責任も負担しないものとします。
- 3 前各項の他、利用企業の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第28条（調査）

- 1 利用企業は、本システムの利用企業の評価利用状況に関する調査を当社がネットワーク回線を利用した電子技術上の方で実施することを承諾し、評価利用にあたり、あらかじめ必要な設定を行った上で当社の調査のために必要な情報を当社へ提供するものとします。
- 2 前項に定める調査の他、本システムの評価利用状況又は本システムに関する情報の管理・取扱いに関する調査のため、当社は、事前に通知の上で、自ら又は当社の指定する者が、利用企業の事業所に立ち入り、係る調査のため、関係書類の閲覧・謄写等をすることができるものとします。なお、利用企業はこれを行うために必要な協力をを行うものとします。
- 3 前二項での当社の調査により、評価利用契約に定める利用内容を超える本システムの利用又は利用内容と異なる本システムの利用があった場合、利用企業に対して別途費用の支払の請求、本システムの評価利用の中止の要請、本システムの評価利用の差し止め等その他の必要な措置を行う場合があることを利用企業はあらかじめ承諾するものとします。

以上

サポート条件書

本製品(サービス対象製品) 長時間労働抑止システム

このサポート条件書は、評価利用契約に基づき利用企業へ提供されるサポートサービスの内容・条件を定めるものです。なお、本書に記載のない事項及び文言の定義は本書に別段の定めがない限り本規約の定めに従うものとし、本書と本規約の内容に異なる定めがある場合、本書の記載内容が優先されるものとします。

実施期間	評価利用契約の有効期間の間とします。
サービス内容	当社は、評価利用契約に基づき、本書に定める要領に従って、利用企業からの本システムの運用上、操作上、技術上の質問・問い合わせに対する回答を行います。
当社受付窓口	パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社 サポート窓口 E-Mail : chronowis_trial@pstc.jp.panasonic.com
受付方法・時間	電子メール・24時間 365日（通年） ※ 問い合わせは当社に事前に通知された利用企業の窓口担当者からに限ります。 (従業員等から当社へ直接の問合せはできません)
当社回答時間	月曜日～金曜日（※） 9:00～12:00, 13:00～17:30 ※ 「国民の祝日に関する法律」で定める休日及び当社が定める休業日を除きます。 ※ 当社が定める休業日については、適宜、弊社ホームページ上にて公表するものとします。
当社回答方法	電子メールの送信により回答
サポートの対象外の事項	次の各号に定める事項は、サポートサービスの内容に含まれません。 <ol style="list-style-type: none">不適切な使用、誤用、使用上の不注意、事故等、利用企業又は第三者の責に帰すべき事由により生じた故障又は障害の修復端末プログラムのバージョン変更(プログラムのアップグレード版又はダウングレード版をいい、その内容等の変更一切をいう)があつた場合の、当該変更から2年後以降の係る変更前のバージョンの端末プログラムに関するサポートサービスの提供当社の技術者又は弊社が本規約に基づいてサポートサービスを委託した第三者となる技術者以外が施したサービス、修理、改造又は移設等に起因した故障又は障害の修復本システム若しくは本システムの改良版以外のソフトウェア製品、関連設備等以外の機器に起因した故障又は障害の修復本システム、本システムの改良版、関連設備等の稼動に必要な消耗品又は付属品、機器清掃用品その他サポートサービス提供に要する機材の供給関連設備等の外部工事、改造、分解点検（オーバーホール）、移設、増設又は撤去等の作業特別な危険が生じるおそれのある場所での作業火災・水害・地震・落雷等の天災地変、ハッカー等の第三者若しくはコンピュータウィルスによる改ざん・破壊行為等その他の当社の責に帰し得ない事由から生じた本システム、本システムの改良版又は関連設備等の障害に対するサービスの実施関連設備等の外装に対する清掃又は損傷の修復消失又は破壊されたデータ、プログラム、ソフトウェア等の復旧、再インストール作業本システム又は本システムの改良版の仕様に含まれていないセキュリティ機能向上等のための、各種調整及び修正モジュールの適用利用企業又は第三者が下欄「サポートサービスの提供条件」欄での記載事項へ違反したことにより起因して発生した本システム、本システムの改良版又は関連設備等の障害への業務の実施利用企業の要望による本システム又は本システムの改良版に関する仕様変更、教育又は操作指導サポートサービスの実施時間帯外の時間におけるサポートサービスに係る業務の実施本書の記載において、サポートサービス対象外の業務又は別途有償作業と定める事項

サポートの実施条件	<p>サポートサービスは、以下の場合に限り提供されるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価利用契約が有効であること 2. 評価利用契約が遵守されていること 3. 本システムを評価利用するための関連設備等の使用環境・設定情報等について、当社所定の方法であらかじめ当社に対して告知していること 4. システムマニュアルに記載されている動作環境下で本システムを評価利用していること 5. 関連設備等が正常な稼働状態にあること 6. 本システムの評価利用者及び関連設備等の使用者として、利用企業が次の事項を遵守していること <ol style="list-style-type: none"> (1)システムマニュアルで定められる使用条件に設定し維持すること (2)本システム又は本システムの改良版を取扱説明書等の定めに従い使用すること (3)清掃等、関連設備等に対する日常的な保守を実施すること (4)関連設備等の内部データ、プログラム等を保護するため、バックアップ等の適切な防御措置を利用企業の責任において実施していること 7. サポートサービスの当社実施時に、利用企業が次の事項となる協力を行うこと <ol style="list-style-type: none"> (1)サポートサービスに必要な範囲及び時間内で本システム、本システムの改良版又は関連設備等の使用を中止し、当社に対して必要な場所、関連設備等に連結された装置、通信装置、消耗品等を無償で提供すること (2)サポートサービスに必要な電力、通信、光熱、消耗品等の費用を負担すること (3)ネットワーク回線を通じて遠隔地からサポートサービスを提供する場合、ネットワーク回線の設置、関連設備等へのアクセスに対する承諾、セキュリティの確保、その他遠隔地からサポートサービスを行うために必要な環境を整えること (4)本システムの不具合を遅滞なく当社に通知するとともに、不具合の是正に関する必要な情報を当社に提供すること (5)その他サポートサービスを実施するために特に当社が要請した事項について協力すること
特約・注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本システムの評価利用で障害が発生したときにおける当該障害の原因が本システム自体に起因するかどうかの特定は、サポートサービスの内容には含まれません。 2. 当社がサポートサービスを実施するにあたり必要な場合、あらかじめ範囲及び時間を決定した上で、関連設備等及びその周辺機器の稼動を一時的に停止させることができます。 3. 端末プログラムの改良版が当社から提供される場合、当社が任意で作成の上で現状有姿での評価利用を前提として配布し、そのインストール及び使用にあたり発生した不具合について当社は一切その責任を負わないものとします。 4. サポートサービスに含まれない業務を当社に委託する場合、当社は、事前に実施の条件・費用等をヒアリングし、実施の可否を決定するものとします。なお、当社が当該業務を実施した場合、別途その対価は発生するものとします。 5. サポートサービスの実施において消耗品又は交換部品の提供を当社が行った場合、本書に定めがある場合を除き、当該提供は評価利用契約の内容には含まれず、利用企業は当社に対して別途その対価を支払うものとします。 6. サポートサービスは利用企業の問題の解決等その他の成果について保証するものではありません。

以上